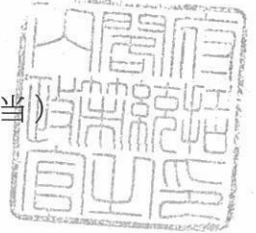


府政防第1242号

平成23年12月9日

厚生労働省社会・援護局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）



除雪作業中の事故防止対策等について

本年も降積雪期を迎えて、平成23年12月9日付けで中央防災会議会長（内閣総理大臣）から「降積雪期における防災態勢の強化等について」（中防災第38号）通知されたところであるが、除雪作業中の事故防止対策等に関し、下記の点に留意した取組について、貴管下関係機関及び市町村に対し、周知徹底をお願いする。

記

1. 除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発、注意喚起

最近の事故の特徴である「除雪作業中、特に屋根からの転落が多い」、「65歳以上の高齢者の事故が多い」、「一人での作業中の事故が多い」などを踏まえ、国民の目線に立ち、「具体的に何が出来ていれば犠牲が避けられたかのか」という観点から、複数人での作業実施、携帯電話の携帯、命綱・ヘルメットの着用、はしごの固定等の実践的な留意点について普及啓発・注意喚起を行うことにより、除雪作業中の安全対策の徹底を図ること。

このような観点から、内閣府及び国土交通省では昨冬期の大雪による被害を踏まえて、除雪作業中の事故防止策について整理を行い、内閣府（防災担当）及び国土交通省のホームページに「よくある除雪作業中の事故の原因と対応」という啓発資材を掲載したので、必要に応じ活用すること。

[内閣府（防災担当）ホームページ]

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/setugai/04/201112josetuleaflet.pdf>

[国土交通省ホームページ]

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000010.html

2. 空き家等の雪下ろし対応等

空き家等の雪下ろしについては、市町村において平時から所有者を特定し、当該所有者の責任において実施させる取組を行う必要がある。そのような取組にも関わらず、所有者が不明である等の理由で空き家等の雪下ろしを行う必要がある場合には、関係機関の協力の下に、市町村が主体となって、空き家等の雪下ろし対策等が円滑に実施されるよう、次の点について周知を行うこと。

- (1) 空き家等の除雪が必要となった場合には、災害対策基本法第64条第1項（応急公用負担等）に基づいて、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合であり、かつ、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市町村長の判断で雪下ろしのために当該空き家等に立ち入ることが可能であること。
- (2) ただし、雪下ろしは、所有者等の責任で行われることが原則であり、同規定によって市町村が対応するのは、危険を防ぐための緊急避難措置として必要な場合に行われるものであることに注意すること。

（参考）災害対策基本法第64条第1項（応急公用負担等）

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

以上